

日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和7年1月22日（水）11：00～11：30

場 所：日本薬剤師会 第一会議室

出席者：岩月会長、原口副会長

内容・提出資料：

1. 薬機法等制度改正に関するとりまとめについて

（令和7年1月14日 日薬業発第388号）

岩月会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

今回のとりまとめにおいては、①医薬品等の品質確保及び安全対策の強化、②品質の確保された医療用医薬品等の供給、③ドラッグ・ラグやドラッグ・ロス解消に向けた創薬環境・規制環境の整備、④薬局機能・薬剤師業務のあり方の見直し及び医薬品の適正使用の推進について、基本的な考え方及び具体的な方向性が示されている。

本会が政策提言にも掲げ、提案してきた「地域医薬品提供計画」については、法改正に向けて具体的な文言は入らなかったが、5年間の議論の中で、その精神、われわれが取り組むべきことについては何とかご理解をいただけたのではないかと。医薬品の過剰使用への対応については、本会の要望を反映いただいた。また、医薬品の安定供給における製造責任、品質責任など品質確保に向けた考え方が示されたことについて評価している。

2. 抗インフルエンザウイルス薬の適正な使用と発注について（協力依頼）

（令和7年1月10日 日薬業発第385号）

原口副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

インフルエンザ感染症の流行に伴い、オセルタミビルリン酸塩製剤の需要が急増し、沢井製薬（株）のオセルタミビルDS3%「サワイ」及びオセルタミビルカプセル75mg「サワイ」の供給が在庫不足により、一時的に供給が滞っている状況にある。この状況を踏まえ、塩野義製薬（株）及び中外製薬（株）においても、過剰な発注を防ぎ、在庫の偏在を防ぐ目的等により、各社の抗インフルエンザウイルス薬について、限定出荷が開始された。

厚労省医政局より、限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、安定供給が確保されるまでの間、薬局における過剰な発注は厳に控えること、地域の薬局間の連携により可能な限り調整すること、他社製品や代替薬の使用についても考慮いただきたい等の協力依頼があったことから、都道府県薬剤師会を通じて会員に周知したところである。

3. 令和7年度（2025年度）年間会議予定について（ご連絡）

（令和7年1月16日 事務連絡）

原口副会長より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

令和7年度の本会の年間会議予定について、事務連絡で都道府県薬剤師会に情報提供した。記者の皆様におかれても、例年、傍聴いただいている会議等についてご予定いただくようお願いする。

主な質疑応答は以下のとおり。

〈薬機法等制度改正〉

記者：前回（2019年）の改正と比べていかがか。

岩月会長：この5年間を振り返ってみると、最も大きな問題は医薬品の安定供給であった。製薬企業のガバナンスが問題視された中で、責任役員の変更命令や、品質保証責任者の設置の義務付けなどが盛り込まれた。医薬品が無ければ薬剤師の業務は成り立たない。そういう意味でテコ入れがあったのは評価すべき点である。

〈零売の規制に係る訴訟〉

記者：零売を規制する厚労省の通知には法的根拠がないとして、薬局3社が国を提訴したことについてはいかがか。

岩月会長：訴訟の内容を詳細に分析した訳ではないが、法律に書いてないことを規制するのはいかがなものかという趣旨のようだ。本会の零売に対する考え方に変わりはない。厚労省の通知には、目の前に困っている患者さんがいらした場合に、薬剤師がプロフェッショナルとしてどう対応すべきかが明記されている。提訴した薬局がどのような販売体制を取っているかは不明だが、繰り返し大量に販売しているのであれば、通知の趣旨からは逸脱していると思わざるを得ない。

次回の定例記者会見は、令和7年2月4日（火）17：00～を予定。